



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年5月27日金曜日 第2270号

### ◇ 目次 ◇

医師の指定.....	503
指定居宅サービス事業者の指定.....	504
指定居宅介護支援事業者の指定.....	505
指定介護予防サービス事業者の指定.....	505
指定居宅サービス事業者の廃止.....	506
指定居宅介護支援事業者の廃止.....	506
指定介護予防サービス事業者の廃止.....	507
指定介護老人福祉施設の指定.....	507
指定介護老人福祉施設の指定の辞退.....	507
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	507
建設業法第29条の2の規定による公告.....	508
落札者等の告示（2件）.....	508
建設業者の許可の取消し.....	508

道路の区域変更（県道石鎚伊予小松停車場線）.....	509
道路の供用開始（ ” ” ）.....	509
開発行為に関する工事の完了.....	509

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告（2件）.....	509
争議行為の通知の公表.....	510
愛媛県総合科学博物館恐竜ロボット製作業務.....	510

### 教育委員会規則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則.....	511
--------------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第694号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成23年5月27日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
心臓機能障害	循環器内科	大洲記念病院	松中豪	大洲市徳森1512番地1	平成23年5月1日
音声・言語機能障害・肢体不自由	脳神経外科	医療法人愛媛会石川病院	田村哲也	四国中央市上分町732番地1	平成23年5月1日
肢体不自由	整形外科	医療法人愛媛会石川病院	忽那辰彦	四国中央市上分町732番地1	平成23年5月1日
肢体不自由	整形外科	医療法人愛媛会石川病院	平岡千寛	四国中央市上分町732番地1	平成23年5月1日
肢体不自由・心臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸機能障害	外科	西予市立宇和病院	末光浩也	西予市宇和町卯之町1丁目246番地1	平成23年5月1日
肢体不自由	内科	西予市立宇和病院	川上貴正	西予市宇和町卯之町1丁目246番地1	平成23年5月1日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	内科	松野町国民健康保険中央診療所	角藤裕	北宇和郡松野町大字延野々1406番地第4	平成23年5月1日
視覚障害	眼科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	越智理恵	西条市朔日市字榎ヶ坪269番地1	平成23年5月1日
肢体不自由	整形外科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	廣瀬純成	西条市朔日市字榎ヶ坪269番地1	平成23年5月1日
肢体不自由・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	外科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	田村周太	西条市朔日市字榎ヶ坪269番地1	平成23年5月1日
肢体不自由	内科	伊予病院	橋田祥	伊予市八倉906番地5	平成23年5月1日
肢体不自由	内科	愛媛県立南宇和病院	奥田真也	南宇和郡愛南町城辺甲2433-1	平成23年5月1日
肢体不自由	神経内科	独立行政法人国立病院機構愛媛病院	山下泰治	東温市横河原366番地	平成23年5月1日

じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	宮内 勇 貴	東温市志津川	平成23年5月1日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	白戸 玲 臣	東温市志津川	平成23年5月1日
視覚・聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害・肢体不自由	神経内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	越智 博文	東温市志津川	平成23年5月1日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	愛媛労災病院	田島 基 史	新居浜市南小松原町13番27号	平成23年5月1日
肢 体 不 自 由	整形外科	愛媛県立今治病院	山下 貢 二	今治市石井町4丁目5番5号	平成23年5月1日
聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	西田 直 哉	東温市志津川	平成23年5月1日
聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	川上 美由紀	東温市志津川	平成23年5月1日
聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	上田 哲 平	東温市志津川	平成23年5月1日
肝 臓 機 能 障 害	内 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	木阪 吉 保	東温市志津川	平成23年5月1日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	整形外科・内科	西予市立野村病院	中島 光 晴	西予市野村町野村9号53番地	平成23年5月1日

○愛媛県告示第695号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成23年5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社生実	介護サービス生実	愛媛県松山市西長戸町899番地8	平成23年4月1日	訪問介護
株式会社繭	株式会社繭	愛媛県松山市須賀町5番27号松山港運福祉会館	平成23年4月1日	福祉用具貸与
株式会社繭	株式会社繭	愛媛県松山市須賀町5番27号松山港運福祉会館	平成23年4月1日	特定福祉用具販売
社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	療養通所介護なでしこハウス山西	愛媛県松山市山西町997番地1	平成23年4月1日	通所介護
合同会社華喜	ヘルパーステーションみなみ	愛媛県松山市森松町478番地15	平成23年4月1日	訪問介護
社会福祉法人寿楽会	ケアハウス来住	愛媛県松山市来住町36番地	平成23年4月1日	特定施設入居者生活介護
丸忠スカイコート株式会社	丸忠スカイコート株式会社	愛媛県松山市下難波甲67番地3	平成23年4月1日	訪問介護
社会福祉法人ミュゲの会	短期入所生活介護事業所ミュゲの里	愛媛県東温市見奈良738番地	平成23年4月1日	短期入所生活介護
社会福祉法人エンゼル	デイサービスセンターエンゼルなかがわら	愛媛県伊予郡松前町大字中川原168番地1	平成23年4月1日	通所介護
株式会社アクティブビジョン	リハビリデイサービスセンター晃誠	愛媛県今治市延喜甲31番地1	平成23年4月1日	通所介護
株式会社池田屋	介護用品サービスあさひ	愛媛県今治市高橋甲263番地5	平成23年4月1日	福祉用具貸与
株式会社池田屋	介護用品サービスあさひ	愛媛県今治市高橋甲263番地5	平成23年4月1日	特定福祉用具販売
株式会社よしまる	訪問介護未来	愛媛県宇和島市丸穂町一丁目9番30号	平成23年4月1日	訪問介護
社会福祉法人寿楽会	ショートステイいづみ	愛媛県宇和島市泉町一丁目1番40号	平成23年4月1日	短期入所生活介護
社会福祉法人西予総合福祉会	ななほし中川	愛媛県西予市宇和町田苗真土1994番1	平成23年4月1日	通所介護

株式会社ライフサポート	ショートステイ輪厚	愛媛県松山市南土居町293番地1号	平成23年4月12日	短期入所生活介護
株式会社クロス・サービス	ケアサポートまつやま和気事業所	愛媛県松山市和気町一丁目27番地	平成23年4月12日	訪問介護
有限会社ほくと	元気デイサービスまんなか	愛媛県四国中央市上柏町字法光防7番地3	平成23年4月20日	通所介護
有限会社ほくと	ヘルパーステーションまんなか	愛媛県四国中央市上柏町字法光防7番地3	平成23年4月20日	訪問介護
ベストケア株式会社	ベストケア株式会社福祉用具貸与事業所	愛媛県松山市山越五丁目9番地6	平成23年4月25日	特定福祉用具販売
株式会社アクティブモア	愛ほっと訪問看護ステーション	愛媛県宇和島市天神町8番23号天神ビル2階	平成23年4月25日	訪問看護

○愛媛県告示第696号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成23年5月27日

愛媛県知事 中村時広

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社M&M	居宅介護支援事業所フォーライフミネルワ	愛媛県松山市高岡町301番地1	平成23年4月1日	居宅介護支援
有限会社ひだまりの会	ひだまりの会指定居宅介護支援事業所	愛媛県宇和島市長堀三丁目8番6号	平成23年4月1日	居宅介護支援
株式会社エフォート	居宅介護支援事業所きずな	愛媛県宇和島市別当四丁目3番20号	平成23年4月1日	居宅介護支援
株式会社すみれ	指定居宅介護支援事業所すみれ	愛媛県新居浜市新須賀町三丁目1番50号	平成23年4月1日	居宅介護支援
株式会社よしまる	UTサポート	愛媛県宇和島市新田町四丁目2番5号トヨタマンション2-102号	平成23年4月7日	居宅介護支援
株式会社ライフサポート	居宅介護支援事業所輪厚	愛媛県松山市南土居町293番地4	平成23年4月26日	居宅介護支援

○愛媛県告示第697号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成23年5月27日

愛媛県知事 中村時広

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社生実	介護サービス生実	愛媛県松山市西長戸町899番地8	平成23年4月1日	介護予防訪問介護
株式会社蒔	株式会社蒔	愛媛県松山市須賀町5番27号松山港運福祉会館	平成23年4月1日	介護予防福祉用具貸与
株式会社蒔	株式会社蒔	愛媛県松山市須賀町5番27号松山港運福祉会館	平成23年4月1日	特定介護予防福祉用具販売
合同会社華喜	ヘルパーステーションみなみ	愛媛県松山市森松町478番地15	平成23年4月1日	介護予防訪問介護
社会福祉法人寿楽会	ケアハウス来住	愛媛県松山市来住町36番地	平成23年4月1日	介護予防特定施設入居者生活介護
丸忠スカイコート株式会社	丸忠スカイコート株式会社	愛媛県松山市下難波甲67番地3	平成23年4月1日	介護予防訪問介護
社会福祉法人ミュゲの会	短期入所生活介護事業所ミュゲの里	愛媛県東温市見奈良738番地	平成23年4月1日	介護予防短期入所生活介護
社会福祉法人エンゼル	デイサービスセンターエンゼルなかがわら	愛媛県伊予郡松前町中川原168番地1	平成23年4月1日	介護予防通所介護

株式会社アクティブビジョン	リハビリデイサービスセンター晃誠	愛媛県今治市延喜甲31番地 1	平成23年 4月 1日	介護予防通所介護
株式会社池田屋	介護用品サービスあさひ	愛媛県今治市高橋甲263番地 5	平成23年 4月 1日	介護予防福祉用具貸与
株式会社池田屋	介護用品サービスあさひ	愛媛県今治市高橋甲263番地 5	平成23年 4月 1日	特定介護予防福祉用具販売
株式会社よしまる	訪問介護未来	愛媛県宇和島市丸穂町一丁目 9番30号	平成23年 4月 1日	介護予防訪問介護
社会福祉法人寿楽会	ショートステイいづみ	愛媛県宇和島市景町一丁目 1番40号	平成23年 4月 1日	介護予防短期入所生活介護
社会福祉法人西予総合福祉会	ななほし中川	愛媛県西予市宇和町田苗真土1994番 1	平成23年 4月 1日	介護予防通所介護
株式会社ライフサポート	ショートステイ輪厚	愛媛県松山市南土居町293番地 1号	平成23年 4月12日	介護予防短期入所生活介護
株式会社クロス・サービス	ケアサポートまつやま和気事業所	愛媛県松山市和気町一丁目27番地	平成23年 4月12日	介護予防訪問介護
ベストケア株式会社	ベストケア株式会社福祉用具貸与事業所	愛媛県松山市山越五丁目 9 - 6	平成23年 4月25日	特定介護予防福祉用具販売
株式会社アクティブモア	愛ほっと訪問看護ステーション	愛媛県宇和島市天神町 8番23号天神ビル 2階	平成23年 4月25日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第698号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成23年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人財団尚温会	医療法人財団尚温会余戸訪問介護サービス	愛媛県松山市余戸東五丁目 3 - 36	平成23年 3月31日	訪問介護
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市社協デイサービスセンター関前	愛媛県今治市関前岡村甲2525番地第 1	平成23年 3月31日	通所介護
株式会社信介	訪問介護ひいらぎ	愛媛県宇和島市柿原甲1464番地 1	平成23年 3月31日	訪問介護
社会福祉法人西予市社会福祉協議会	社会福祉法人西予市社会福祉協議会三瓶支所	愛媛県西予市三瓶町朝立 1番耕地360番地 1 西予市三瓶保健福祉総合センター	平成23年 3月31日	訪問介護
社会福祉法人西予市社会福祉協議会	社会福祉法人西予市社会福祉協議会明浜支所	愛媛県西予市明浜町高山甲3657番地	平成23年 3月31日	訪問介護
株式会社アコンプリシー	訪問介護ステーション笑歩会	愛媛県宇和島市保田甲983番地 5	平成23年 4月 1日	訪問介護
有限会社悠楽里	訪問介護ゆらり	愛媛県松山市畑寺四丁目 7番32号	平成23年 4月18日	訪問介護

○愛媛県告示第699号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成23年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社みかちゃん	居宅介護支援事業所みかちゃん	愛媛県八幡浜市郷 2番耕地148番地 1	平成23年 3月31日	居宅介護支援
株式会社ジェイコム	熟年コミュニティケアセンター	愛媛県西条市水見丙477	平成23年 3月31日	居宅介護支援

上島町	上島町生名指定居宅介護支援事業所	愛媛県越智郡上島町生名2133番地3上島町生名老人デイサービスセンター	平成23年 3月31日	居宅介護支援
-----	------------------	-------------------------------------	-------------	--------

○愛媛県告示第700号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成23年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人財団尚温会	医療法人財団尚温会余戸訪問介護サービス	愛媛県松山市余戸東五丁目3-36	平成23年 3月31日	介護予防訪問介護
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市社協デイサービスセンター関前	愛媛県今治市関前岡村甲2525番地第1	平成23年 3月31日	介護予防通所介護
株式会社信介	訪問介護ひいらぎ	愛媛県宇和島市柿原甲1464番地1	平成23年 3月31日	介護予防訪問介護
社会福祉法人西予市社会福祉協議会	社会福祉法人西予市社会福祉協議会三瓶支所	愛媛県西予市三瓶町朝立1番耕地360番地1西予市三瓶保健福祉総合センター	平成23年 3月31日	介護予防訪問介護
社会福祉法人西予市社会福祉協議会	社会福祉法人西予市社会福祉協議会明浜支所	愛媛県西予市明浜町高山甲3657番地	平成23年 3月31日	介護予防訪問介護
株式会社アコンプリシー	訪問介護ステーション笑歩会	愛媛県宇和島市保田甲983番地5	平成23年 4月1日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第701号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定した。

平成23年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護老人福祉施設の開設者の名称	指定介護老人福祉施設		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人聖風会	指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム道前荘	愛媛県西条市小松町大頭甲1127番地1	平成23年 4月1日	介護老人福祉施設

○愛媛県告示第702号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定を辞退する旨の届出があった。

平成23年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護老人福祉施設の開設者の名称	指定介護老人福祉施設		辞退年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
西条市	西条市道前荘	愛媛県西条市小松町大頭1127番地1	平成23年 3月31日	介護老人福祉施設

○愛媛県告示第703号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに東温市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 日
レスパス・シティ	東温市見奈良1125番地	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジほか19者	株式会社フジほか16者	平成23年4月1日 ほか	平成23年5月2日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第704号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2の規定に基づき、次の建設業者の営業所の所在地又はその所在が確知できないので公告する。

平成23年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名
( 般・特 - 18 ) 第823号	平成19年3月23日	株式会社今治組	矢野 利仁

○愛媛県告示第705号

次のとおり落札者を決定した。

平成23年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入 札 公 告 日
微小粒子状物質自動測定機 7式	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成23年5月17日	有限会社愛新科学 愛媛県松山市石手三丁目8番20号	12,127,500円	一般競争入札	平成23年3月22日

○愛媛県告示第706号

次のとおり落札者を決定した。

平成23年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入 札 公 告 日
ガスクロマトグラフ飛行時間質量分析計 1式	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成23年5月17日	はじめ科学株式会社 愛媛県松山市問屋町3番7号	30,345,000円	一般競争入札	平成23年3月22日

○愛媛県告示第707号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成23年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
( 特 - 19 ) 第1455号	平成19年9月19日	(株)日浅	日浅 則仁	今治市立花町2-3-9	平成23年4月1日	建築工事業	建設業の廃止(一部)
( 般 - 22 ) 第7119号	平成22年4月30日	(有)高橋土建	高橋 正親	新居浜市新田町3-3-15	平成23年4月1日	土木工事業	建設業の廃止

(特 - 18)第10142号	平成18年 5月14日	(株)滝本建設	瀧本 高志	今治市中寺26	平成23年 4月4日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 21)第14293号	平成21年 7月15日	箱助林業(株)	平山 俊博	今治市黄金町2 - 1 - 3	平成23年 4月8日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 18)第732号	平成19年 3月5日	四国建設(株)	赤尾 達也	今治市上浦町井口3316	平成23年 4月20日	土木工事業	建設業の廃止
(特 - 18)第180号	平成18年 8月2日	内海建設(株)	菅 敏克	今治市大三島町宮浦5739	平成23年 4月21日	建築工事業、管工事業 造園工事業	建設業の廃止 (一部)

## ○愛媛県告示第708号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	石鎚伊予小松停車場線	西条市氷見字長谷丁3番1	旧	メートル 7.9～11.3	キロメートル 0.063	
			新	11.3～13.9	0.063	

## ○愛媛県告示第709号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	石鎚伊予小松停車場線	西条市氷見字長谷丁3番1	平成23年 5月27日

## ○愛媛県告示第710号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 5月27日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
23中局建（開）第4号 平成23年 5月18日	伊予郡砥部町重光382番4	伊予郡砥部町重光202番地3 徳 永 翼

## 公 告

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年 5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年 5 月16日	特定非営利活動法人 ころ塾	村 松 つ ね	松山市大街道三丁目 2 番地16	この法人は、働く人々に対して、心の健康保持増進に関する事業を行い、幸せな家庭、職場作りを寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年 5 月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年 5 月13日	特定非営利活動法人 Eyes	横 山 史	松山市大街道三丁目 2 番地26	この法人は、次代を担っていく若い世代に対して、この法人が問題意識を共有しうる人および組織と協働することを通じて、実社会との接点や機会提供を重視した事業を行うことにより、アントレプレナーシップ（自らの意思と行動で、社会に価値を創造していこうとする精神）溢れる人材を育成、輩出し、地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成23年 5 月18日あったので公表する。

平成23年 5 月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成23年度夏季一時金その他に関する事項
- 2 日時 平成23年 5 月29日正午より本問題が解決に至る間
- 3 場所 財団法人真光会  
松山市南高井1491
- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

○公 告

次のとおり企画提案書の提出を招請する。

平成23年 5 月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 業務概要
  - (1) 業務名  
愛媛県総合科学博物館恐竜ロボット製作業務
  - (2) 業務内容  
愛媛県総合科学博物館恐竜ロボット製作業務企画提案募集要領（以下「募集要領」という。）による。
  - (3) 履行期限  
平成24年 3 月19日
- 2 参加資格及び評価項目
  - (1) 企画提案書の提出者に必要な資格  
知事の審査を受け、平成23年度から平成25年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの  
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。  
イ 平成13年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日までの10年間に、博物館等において、1で示した業務と同種のロボット（生物

を模したものに限る。）でその規模が類似するものの製作業務に係る契約を締結し、及び履行した実績を有する者であること。

ウ 参加申込書の受領の期限の日から企画提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(2) 企画提案書を特定するための評価項目

1で示した業務に関する基本方針、仕様、演出企画並びに施工、管理、保守点検及び運用支援に係る体制

3 手続等

(1) 担当部局

愛媛県教育委員会事務局管理部生涯学習課生涯学習推進係  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話番号 (089)912 2931

(2) 募集要領の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

平成23年 5 月27日（金）から同年 6 月21日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時30分から午後 5 時15分までをいう。）

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

無料にて交付する。

(3) 参加申込書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

平成23年 6 月21日（火）午後 5 時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

(4) 企画提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

平成23年 7月 6日(水)午後 5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県教育委員会事務局管理部生涯学習課生涯学習推進係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話番号 (089)912 2931

(4) その他

詳細は、募集要領による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Development of the Dinosaur Robots Exhibit System and Related Services for Ehime Prefectural Science Museum , 1 set

(2) Time limit to express interests: 5:15 P.M . , 21 June 2011

Time limit for the submission of proposals: 5:15 P.M . , 6 July 2011

(3) For further inquiries relating to the proposal , please contact: Lifelong Learning Promotion Section , Lifelong Learning Division , Administration Department , Ehime Prefectural Board of Education , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan TEL 089 912 2931

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第 4 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年 5月27日

愛媛県教育委員会

委員長 松 岡 義 勝

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置の認可申請又は届出手続)</p> <p><b>第 4 条</b> 法第 4 条若しくは第 4 条の 2 又は令第 23 条若しくは第 25 条の規定により学校又は分校の設置の認可申請又は届出をしようとするときは、規則第 3 条又は第 7 条に規定する書類のほか、次の書類を添えて県委員会に申請し、又は届け出なければならない。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(設置者変更の認可申請又は届出手続)</p> <p><b>第 6 条</b> 法第 4 条若しくは第 4 条の 2 又は令第 25 条の規定により学校の設置者の変更の認可申請又は届出をしようとするときは、規則第 14 条に規定する書類のほか、関係市町又は学校組合の議会の変更議決書謄本及び予算議決書謄本を添えて県委員会に申請し、又は届け出なければならない。</p> <p>(廃止の認可申請又は届出手続)</p> <p><b>第 7 条</b> 法第 4 条若しくは第 4 条の 2 又は令第 23 条若しくは第 25 条の規定により学校又は分校の廃止の認可申請又は届出をしようとするときは、規則第 15 条に規定する書類のほか、第 4 条第 1 項第 2 号に規定する書類を添えて県委員会に申請し、又は届け出なければならない。</p>	<p>(設置の認可申請又は届出手続)</p> <p><b>第 4 条</b> 法第 4 条 _____ 又は令第 23 条若しくは第 25 条の規定により学校又は分校の設置の認可申請又は届出をしようとするときは、規則第 3 条又は第 7 条に規定する書類のほか、次の書類を添えて県委員会に申請し、又は届け出なければならない。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(設置者変更の認可申請又は届出手続)</p> <p><b>第 6 条</b> 法第 4 条 _____ 又は令第 25 条の規定により学校の設置者の変更の認可申請又は届出をしようとするときは、規則第 14 条に規定する書類のほか、関係市町又は学校組合の議会の変更議決書謄本及び予算議決書謄本を添えて県委員会に申請し、又は届け出なければならない。</p> <p>(廃止の認可申請又は届出手続)</p> <p><b>第 7 条</b> 法第 4 条、令第 23 条又は _____ 第 25 条の規定により学校又は分校の廃止の認可申請又は届出をしようとするときは、規則第 15 条に規定する書類のほか、第 4 条第 1 項第 2 号に規定する書類を添えて県委員会に申請し、又は届け出なければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。